

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）につきまして、冒頭で「顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、」と新たに挿入された趣旨は、金融機関の判断において顧客及び従業員の安全を十分に確保できないと判断された場合にまで、同（１）①～④の措置を講じることを求めるものではないことを、（従前もそのような趣旨であったとは思われるのですが、従前は指針Ⅲ－１－８（１）③にのみ「顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、」と記載され反対解釈されるおそれがないとはいえないものであったので）改めて明確化されたという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>Ⅲ－１－８（２）の「顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、」も同様の趣旨の明確化という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>いずれも貴見のとおりです。</p>
2	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）①で、「災害」を「災害等」に変更した趣旨及び「等」に含まれる含みの例をご教示ください。</p> <p>わざわざ同Ⅲ－１－８（１）①で災害対策基本法等に定める「災害」の例示をして災害の意味・範囲を明確化しているのに、あえて「等」を増やして不明確化する必要はないように思われますが、ご見解をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>「災害等」は、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」となります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）①で、「返済猶予等」を「返済猶予等の貸付条件の変更等」に変更した趣旨を教えてください。</p> <p>「貸付条件の変更」以外に「等」として含まれるものをご例示いただけないでしょうか（債務免除でしょうか）。</p> <p>また「返済猶予等」の「等」と「貸付条件の変更等」の「等」は、違う意味の含みが入っていると理解されるのですが、「返済猶予等」の「等」に込められた含みをご例示いただけないでしょうか（「返済猶予その他の貸付条件の変更等」という記載では必要十分とは言えないという理解でよろしいでしょうか）。</p>	<p>「返済猶予等」には、貴見のとおり、例えば債務免除や融資関係手数料の減免・免除などが含まれると考えられます。</p> <p>「貸付条件の変更等」には、融資相談所の開設や融資審査手続きの簡便化、融資の迅速化、貸付条件の変更と並列で、例えば被災者向け特別融資の設定などが含まれると考えられます。</p>
4	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）①で「災害被災者」を「災害等の影響を受けている顧客」に変更した趣旨は、災害により直接、生命身体又は財産の損害を受けた顧客以外の、間接的な影響を受ける顧客も含めるということでしょうか。</p> <p>間接的な影響を受ける顧客も含めるという趣旨の場合、どこまでが「間接的な影響を受けている」かの判断は、銀行により行うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、災害により直接損害を受けた顧客であっても、損害の範囲は様々ですから、最終的な該当性は銀行の判断により行うしかないと考えましたが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>いずれも貴見のとおりです。</p> <p>なお、「災害等の影響を受けている顧客」は金融機関と直接取引をしている顧客本人となります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
5	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）②で「流失」を「流失等」とされたものにつきまして、「等」に含まれる含みの例をご教示ください。</p> <p>この「等」は「流出」に記載されておりますが、「焼失」に類するものは含まれないが、「流出」に類するものは含まれるという趣旨でしょうか。</p>	<p>「焼失又は流出等」には、焼失又は流出以外の事由として、例えば届出印鑑の破損により照合できない場合などが含まれると考えられます。</p>
6	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）②で「預金者」を「被災者等」とされている趣旨は、例えば被災した預金者の家族等の代理人への払戻しについても簡易な確認方法で認めるべきであるという趣旨理解でよろしいでしょうか（そのように金融監督指針でご記載いただき金融機関が対応せざるを得なくなることをお示しいただくことにより、民法478条の適用において金融機関の無過失が認められやすくなるものとして、有難く思っております）。</p> <p>なお、単に災害の間接的な影響を受けている顧客に過ぎないのであれば、預金通帳等の焼失・流出等はない（被災していない）ため、「被災者等」の「等」に含まれないようにも思われました。</p> <p>同様に、同Ⅲ－１－８（１）③の「被災者等」の修正のご趣旨についても教えてください。</p>	<p>貴見のとおり、「被災者等」には例えば被災した預金者の代理人が含まれると考えられます。</p> <p>一方、代理人への委任手続は必要となると考えられ、当該委任手続については、別途委任に関する法令等に基づき運用を行う必要があります。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
7	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）②で「災害被災者の預金払戻の利便を図る」を「預金払戻しに応ずる」に修正されている趣旨は、災害時において「預金払戻し」そのものを超えて「預金払戻しを実現するための準備行為」の利便まで特別の取り計らいをする必要はない、ということを確認されるご趣旨のものでよろしいでしょうか。</p>	<p>今回の改正は、実際に「預金払戻しに応ずる」ことまで要請に含まれていることを明確化するものです。本指針Ⅲ－１－８（１）②イ. で求める要請の趣旨を踏まえると、被災者等への預金払戻しに応じられるように、「預金払戻しを実現するための準備行為」も「預金払戻し」に含まれるものと考えられます。</p>
8	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）②で「事情によっては、」（被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずることを要請する）と記載されているところ、この「事情」の判断については、金融機関の裁量によるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p> <p>本指針Ⅲ－１－８の各項目は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、各種金融上の措置を適切に講ずることを要請しております。</p>
9	<p>中小地域金融機関監督指針Ⅲ－１－８（１）④で「速やかに」（ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示する）と追記いただいたのは、災害直後に告示することを求めるものではなく、中程度の時間的近接性を求める趣旨を確認されたものという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>改正の趣旨としまして、発災直後に告示することも含め、各金融機関の被災状況に応じて速やかな対応を求めるものです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
10	<p>この改定では本人確認があやふやになるのでなりすましを横行させることに成りかねないよう見受けられます。</p> <p>現状のままの方が問題無く手続きが行えるように思います。</p>	<p>発災直後、その災害の影響の規模によっては、平常時と同様の方法で本人確認が困難な場合があります。そのため、被災者等の便宜を考慮し、被災状況等を踏まえた簡易な確認方法をもって預金払戻しに応ずるよう要請することを明確化しました。</p> <p>なお、被災状況下における被災者等支援に資する簡易な確認方法は、各金融機関において検討のうえ、実際の対応を行う必要があります。</p>